主な 見の 見次 し し に な 主 を 主 の 目次

1	電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法…P.3
2	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法 P.5
3	労働保険対象者の範囲P.6
4	一般拠出金の申告・納付についてP.8
(5)	事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について P.9
6	法人番号の記入について P. 9
7	労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例 P.10
8	保険料・拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例 P.12
《継続事業》	
9	申告書の記入要領及び記入例 P.14
10	還付請求する場合について P.21
《一括有期事業》	
(11)	一括有期事業の申告書の書き方 P.22
(12)	一括有期事業報告書(様式第7号)の記入 P.26
(13)	一括有期事業総括表の書き方·記入例 P.28
14)	建設の事業の申告書の書き方・記入例 P.30
(15)	労災保険率適用事業細目表 (建設事業) P.32
(16)	有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表 P.34
《共通事項》	
17)	e-Gov からの電子申請の方法 ······P.35
(18)	報奨金(電子化分)のお知らせ(平成30年度)

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付(労働保険の 保険料の徴収等に関する法律第15条)と前年度の保険料を精算するための確 定保険料の申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条)の手 続が必要です。これが「年度更新」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は6月1日から7月10日までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに 追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを 「保険年度」といいます。)を単位とし、その間ですべての労働者(雇用保 険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごと に定められた保険料率を乗じて算定します。